八街市　令和 9 年度～令和 11 年度

第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（案）概要版

1　この計画について

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく最期まで暮らし続けられるまちをめざし、次の 3 つの計画を一体的に策定します。

計画	根拠法令・内容
高齢者福祉計画（第 11 次）	老人福祉法　高齢者の福祉サービス提供体制を確保する計画
介護保険事業計画（第 10 期）	介護保険法　介護サービスの見込量と保険料を定める計画
認知症施策推進計画	認知症基本法　認知症の人が尊厳を保ち希望を持って暮らせる共生社会の計画

計画の期間

令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度の 3 年間。あわせて、令和 22（2040）年度を見据えた中長期の推計を行っています。

計画の位置づけ

「八街市総合計画 2025・総合戦略」（将来都市像：緑豊かに心豊かに健やかにともに支えあい安心して暮らせる八街）を上位計画とし、国・県や市の関連計画と整合を図っています。

日常生活圏域

地域のつながりを考慮し、第 9 期計画と同様に、4 つの中学校区を日常生活圏域とし、地域ごとの状況に応じて取り組みます。

計画づくりの進め方

- 策定審議会（保健医療・福祉関係者、学識経験者、市民代表）での審議
- 庁内の策定委員会・企画プロジェクト・チームでの検討
- アンケート調査（市民・事業者）による実態・ニーズの把握
- **パブリックコメントによる市民の皆さまからの意見募集（今回）**

アンケート調査の概要

調査	配布数	回収数	回収率
日常生活圏域ニーズ調査（65 歳以上・要支援認定者）	2,700	1,423	52.7%
在宅介護実態調査（要介護 1～5 の認定者）	1,000	405	40.5%
介護保険サービス提供事業者調査	70	39	55.7%

実施期間：令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月

計画の進行管理

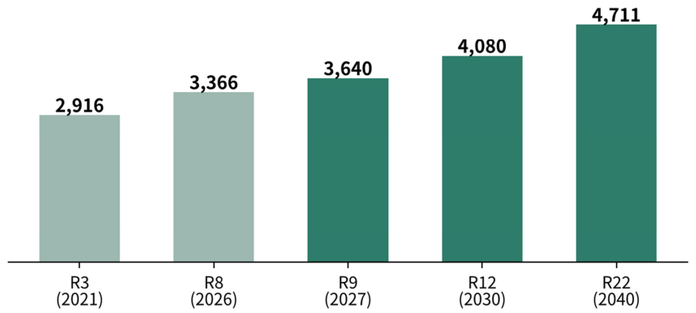
ＰＤＣＡサイクルにより毎年度、事業の進み具合を点検・評価します。3 年ごとの見直しでは、市民や高齢者団体などの意見を聴いて次期計画に反映します。

2　八街市の高齢者の現状と将来

総人口 **66,175 人** 令和 8 年 3 月末現在（住民基本台帳）	高齢化率 **32.9%→34.7%** 令和 6 年→令和 11 年。令和 22 年には 38.8%の見込み
ひとり暮らし高齢者世帯 **3,774 世帯** 平成 17 年の約 3.4 倍。割合 13.8%は国・県より高い	高齢夫婦世帯 **3,990 世帯** 平成 17 年の約 3.3 倍。割合 14.7%は国・県より高い
認知症高齢者※ **3,319 人→3,477 人** 令和 9 年→令和 12 年の推計	軽度認知症障害（MCI） **2,380 人→2,638 人** 令和 9 年→令和 12 年の推計

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱａ以上など、推計値

要支援・要介護認定者は今後も増加します



認定率も令和 9 年の 16.4%から令和 12 年に 18.2%、令和 22 年には 21.4%へ上昇する見込みです。

支え手の減少が見込まれます

総人口は令和 6 年の 66,750 人から令和 11 年に 64,544 人、令和 22 年には 56,579 人へ減少する見込みです。高齢者人口は計画期間中（令和 9～11 年）に 22,255 人から 22,414 人へ増加する一方、生産年齢人口は減少し、介護現場の人材不足がより深刻になることが懸念されます。

第 9 期計画の主な成果

- 介護予防教室の参加実人数が 189 人→383 人に増加、週 1 回以上開催の通いの場は 18 か所→30 か所に増加
- 出張介護予防教室は年 538 回開催（延べ約 5,600 人が参加）
- 一方、認知症サポーター養成数（180 人→87 人）や認知症カフェ（4 か所→2 か所）は減少しており、取組の強化が必要です

3　アンケートからみえる課題

- **日中ひとりで過ごす高齢者 76.0%**（後期高齢者の女性は孤立のリスクが高い）
- **友人・知人と会う頻度が「ほとんどない」 22.0%**
- **地域活動への参加意向あり 53.7%**（参加していない理由：「興味がある内容がない」35.3%）
- **「フレイル」を知らない 44.7%**／閉じこもりのリスク 20.2%
- **運動機能低下 11.6%→13.8%**、口腔機能低下 22.6%→23.5%と悪化（第 9 期→第 10 期調査）
- **認知症になっても安心して暮らせるまちと「思う」27.8%**、「思わない」31.2%
- **必要な取組：「正しい知識の普及」56.8%**、「相談対応」54.5%
- **主な介護者は「子」45.2%、「配偶者」38.5%。**60 代・70 代が半数で老老介護の実態
- **事業者：「訪問系サービスの充実が必要」55.6%**
- **在宅生活が難しい人の 64.3%**は在宅サービスの見直し等で改善可能と判断
- **介護職員：採用 82 人に対し離職 72 人。**「専門職の定着・確保」が課題（48.7%）

4　第 10 期計画に向けた 6 つの課題

① **フレイル・閉じこもり予防と社会参加**　認知症の人も含めた社会参加や就労の場づくりを進める必要があります。

② **相談窓口・権利擁護・見守り**　地域包括支援センター、成年後見制度、認知症関連制度の周知を徹底し、虐待防止と見守り体制を強化します。

③ **介護者支援と身寄りのない方への支援**　レスパイトケア（一時休息）を充実し、身寄りのない方にも切れ目なく支援する仕組みが必要です。

④ **サービス基盤と生活環境**　ニーズの高い訪問系サービスや居宅介護支援を確保し、買い物・住まい・移動手段を整えます。

⑤ **医療・介護連携と災害対策**　どちらの窓口からでも一体的な支援を受けられる体制と、災害時の避難体制を確立します。

⑥ **介護人材の確保と生産性向上**　人材確保プラットフォームへの参画、ICT 活用、事業所の経営支援に取り組みます。

用語の解説

- **フレイル：**加齢により心身の活力が低下し、要介護状態になりやすい状態
- **地域包括ケアシステム：**住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み
- **レスパイトケア：**介護する家族が一時的に休息をとれるようにする支援

計画の体系図　～めざす姿から主な事業まで～

基本理念　健康と思いやりにあふれる街

基本理念	基本目標	施策の方向	主な事業（取組）	主な目標（令和８年度見込→令和 11 年度）
めざす姿 健康と思いやりにあふれる街	基本目標１ 高齢者が生き生きと暮らし、社会とつながるまちづくり	▶（１）多様な主体による社会参加と孤立防止の推進	●いきいきシニア学級 ●生きがい短期大学 ●老人福祉センター等の運営 ●シルバー人材センターの支援 ●世代間ふれあい交流事業の充実 ●ひとり暮らし等高齢者訪問 ●生涯スポーツの実現	◆シルバー人材センター会員数　308 人→328 人 ◆老人福祉センター等 個人利用者数　10,200 人→10,230 人
		▶（２）一人ひとりに応じた自立支援と重度化防止	●介護予防教室 ●出張介護予防教室 ●特定健診・後期高齢者健診・成人歯科検診 ●介護予防リーダーの養成 ●保健事業と介護予防等の一体的実施 ●地域リハビリテーション活動支援事業の活用 ●短期集中サービス（通所型・訪問型 活動Ｃ事業） ●通所型サービス・活動Ａ事業 ●自立支援型地域ケア会議	◆特定健診受診率　38.0%→44.0% ◆後期高齢者健診受診率　23.0%→24.5%
	基本目標２ 支援が必要になっても、自分らしく安心して暮らせるまちづくり	▶（１）持続可能で適切な介護・福祉サービスの提供	●緊急通報装置の設置 ●おむつの給付 ●配食サービス ●福祉カーの貸付 ●はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成券の交付 ●買い物支援 ●介護給付適正化事業の推進 ●介護保険施設・地域密着型施設の整備 ●介護認定や介護保険料に関する情報提供の充実	◆緊急通報装置の設置世帯数　530 世帯→550 世帯
		▶（２）在宅医療・介護の連携強化と切れ目のない支援	●在宅医療・介護連携推進会議の開催 ●多職種交流会の開催 ●ワーキンググループ	◆在宅医療・介護連携推進会議　年 1 回開催
		▶（３）権利擁護と見守り体制の充実	●高齢者虐待防止連絡協議会の設置 ●高齢者虐待の防止対策 ●成年後見制度の活用 ●消費者被害防止施策の推進	◆成年後見の市長申立て　5 人→8 人
	基本目標３ 認知症の人も家族も希望を持って安心して暮らせる共生社会の実現【認知症施策推進計画】	▶（１）認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進	●認知症サポーターの養成 ●認知症ケアパスの普及・活用 ●認知症月間等を活用した啓発活動	◆認知症サポーター養成数　87 人→150 人／年
		▶（２）早期発見・早期対応と相談支援体制の充実	●２市１町ＳＯＳネットワーク ●認知症初期集中支援チーム ●若年性認知症施策の推進 ●認知症地域支援推進員の配置	◆フォローアップ講座　年 1 回開催
		▶（３）認知症の人と家族を支える地域づくり	●認知症カフェ（だれでもカフェ）の開催 ●家族交流会（ぴーなっつカフェ）の開催 ●認知症の人にやさしいまちづくりを目指す場（みいて）の開設・チームオレンジ等の構築 ●本人からの発信への支援 ●意思決定支援・消費者被害防止 ●成年後見制度の利用促進 ●虐待防止施策の推進 ●高齢者見守りネットワーク	◆認知症カフェ　2 か所→3 か所 ◆家族交流会参加延べ人数　11 人→15 人
	基本目標４ 地域の支え合いと持続可能な環境が整ったまちづくり	▶（１）地域共生社会の実現と生活支援体制の整備	●相談窓口の強化 ●民生委員との連携 ●生活支援体制の整備 ●協議体の設置 ●地域ケア会議の充実 ●移動ニーズに応じた外出支援策 ●ごみ出し支援 ●高齢者見守りネットワーク	◆地域包括支援センター　2 か所→3 か所 ◆生活支援コーディネーター　5 人→6 人
		▶（２）介護者・家族への支援の充実	●介護離職の防止 ●家族介護者への相談体制の充実	◆認知症カフェ参加のべ人数　174 人→200 人
		▶（３）介護人材の確保・定着と生産性向上の推進	●介護人材の確保・定着の促進 ●介護現場の生産性向上・人材確保推進事業 ●介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進 ●多様な人材の参入への支援 ●外国人人材の就労・定着への支援	◆市内事業所のケアマネジャー数　38 人→41 人
		▶（４）災害・感染症対策と安全・安心な居住・移動環境の確保	●災害・感染症対策への支援 ●有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況把握と質の確保 ●様々なニーズを踏まえた住まいの検討 ●住まいと生活の一体支援 ●消費生活相談事業 ●市道の道路整備事業 ●災害時の避難対策 ●高齢者見守りネットワーク ●移動ニーズに応じた外出支援策	◆避難行動要支援者名簿登録者数　1,200 人→1,350 人 ◆個別避難計画の作成率　5%→14% ◆ふれあいバス利用者数　290 人→320 人／日

計画の推進　庁内外の連携のもと、ＰＤＣＡサイクルで毎年度の進み具合を点検・評価し、市民・団体・事業者の意見を聴きながら見直します。